

年金法改正

サラリーマン夫婦も 国民年金に加入

来
年
4
月
から

加入の対象が変わります

年金法改正案が成立し、国民年金、厚生年金、船員保険の三制度が統合され、新しい年金制度として、来年4月から実施されます。

これにより、国民年金へ加入の対象となる人も大幅に変わりますので、今回は、特に国民年金へ加入する人について説明します。

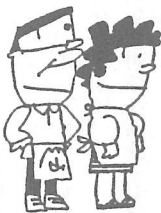
強制加入 被保険者

国民年金に強制加入する人は次の3種類に分けられます。

第1号被保険者

自営業や農業の方など現在の国民年金制度の強制加入者と、今まで加入してもしなくても良かった——①議員の方とその配偶者②厚生年金などから障害年金を受けている人とその配偶者③遺族年金を受けている人④厚生年金などの老齢・退職年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者などが、1号被保険者の対象となります。

第1号被保険者



日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者

厚生年金、または、船員保険の加入者が対象となります。

第2号被保険者



厚生年金保険の被保険者

第3号被保険者

厚生年金、または、船員保険に加入している人に扶養されている配偶者が対象となります。

第3号被保険者



厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

〔現行〕 対象者はこうなります 〔改正〕

- ①自営業等、現行の強制適用者
- ②被用者年金の被保険者・組合員
- ③地方議会議員・国会議員(任意可)
- ④老齢・退職年金受給権者(任意可)
- ⑤④の受給資格者期間満了者(任意可)
- ⑥障害年金受給権者(任意可)
- ⑦遺族年金受給権者(任意可)
- ⑧②から⑥の配偶者(任意可)
- ⑨学生(任意可)

- 強制適用第1号被保険者
- 厚年の被保険者は、第2号被保険者
共済の組合員は適用除外
- 強制適用、第1号被保険者
適用除外(任意可)
- 強制適用、第1号被保険者
- 強制適用(保険料法免)第1号被保険者
- 強制適用第1号被保険者
- 厚年の被扶養配偶者は第3号被保険者
共済の被扶養配偶者は適用除外
- その他の配偶者は強制適用第1号被
保険者
- 適用除外(任意可)

第3号被保険者に該当する方は、役場国民年金係への届け出を……

早めに！忘れずに！

